

沖縄県農業振興公社

農地売買事業のご案

(公財)沖縄県農業振興公社は、沖縄県知事から県内で唯一「農地中間管理機構(農地バンク)」

として指定を受け、地域で頑張る農家(担い手)へ農地の有効活用を進める「農地中間管理事業 (農地の貸借)」のほか、「特例事業」として農地の売買を実施しています。

農地売買事業の仕組み



【公社が行う農地売買のポイント】

- 1. 売買契約にかかる書類作成、事務手続から代金の受渡しまで公社で対応します。
- 2. 所有権移転登記(法務局での手続き)は公社が行います。
- 3. 売買価格は、対象農地の近隣における売買実績を参考に決定します。
- 4. 手数料 (別途消費税あり)などの必要経費が必要となります。